

第3章 計画改定の考え方

1 計画改定の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

- 本市の自転車施策は、「川崎市総合都市交通計画」に基づき、身近な交通手段の一つである自転車の安全利用を推進するとともに、地域状況等を踏まえた利用環境の整備や自転車の活用など、移動環境の充実に向けた取組を行うこととしています。
- これを受けて本計画では、「通行環境整備」、「駐輪対策」、「自転車の活用」、「ルール・マナー啓発」を基本政策として、安全・安心で、まちの魅力向上を目指し、基本政策が互いに連携し相乗効果が発揮されるように、総合的な自転車施策の取組を進め、自転車関連事故や放置自転車が減少傾向となっているなど、一定の成果を上げています。
- 一方で、自転車利用の長距離化や丘陵部での増加、コロナ禍の社会変容による生活行動の変化、将来の自転車利用の増加及びその後の減少など、社会環境の変化や将来の自転車需要に対応した取組の推進が求められています。

(2) 基本方針

- 社会環境の変化による自転車利用の多様化や利用機会の拡大、将来の自転車需要への対応として、地域の特性や利用ニーズとともに、中長期的な視点も踏まえ計画的な取組を推進します。
- 継続的な課題への対応としては、4つの基本政策をもとに、進捗状況等を踏まえ施策の再編なども行い、着実に取組を推進します。
- 社会環境の変化等を踏まえた新たな課題への対応としては、計画期間内において重点的に進める必要があるため、基本政策における施策を拡充し、一層の取組を推進します。（拡充施策：11）



図 3-1 政策の連携イメージ

(3) 基本政策における重点的な取組

ア 通行環境整備：通行環境の重点的な整備の推進

- 自転車の利用機会の拡大や高齢者の利用の増加等に対応するため、危険箇所の安全対策とともに、自転車利用の多い駅周辺及び主要な幹線道路において、一層の安全、安心、快適な通行環境の確保に向けた重点的な整備を推進します。

イ 駐輪対策：総合的な駐輪対策の推進

- 各駅周辺の特性を踏まえ、駐輪需要が高い駅周辺や子ども乗せ自転車などの利用ニーズへの対応を図るため、既存施設の改変・分散化による対応や新たな駐輪場整備により利用環境を改善します。
- また、将来の駐輪需要や放置自転車の減少傾向を踏まえた駐輪場及び保管所の再編に向けた取組を推進します。
- 朝に比べていまだ夕方に短時間の放置自転車等が多く見受けられ、一層の削減に向けて、現在北部地区で進めている放置自転車対策（整理誘導・撤去・運搬・保管）の一括委託化により、放置が多い時間帯やエリアにおける柔軟な整理誘導員の配置など、効率的・効果的な業務遂行が見込まれることから、さらなる放置自転車の削減を図るため、全市展開に向けた取組を推進するなど、地域の特性や利用者のニーズに応じた総合的な駐輪対策を推進します。

ウ 自転車の活用：シェアサイクルの本格運用・自転車の一層の利用促進に向けた取組

- シェアサイクルの実証実験において、主に駅・公共施設等への移動を目的として利用されており、アクセス性・利便性の向上や、多くの利用により事業性を含めた効果・有効性が確認できました。
- また、日常的な買い物利用や地震の際の有効な帰宅手段としても活用されていることから、利用しやすい移動手段の一つとして民間事業者主体の本格運用により、一層の利用・普及を促進します。
- なお、本格運用までの期間においては、円滑な運用につなげるための移行期間として、現在の運用を暫定的に継続します。
- 自転車の一層の利用促進に向け、各種イベントや様々な機会を捉えた広報啓発に加え、誰もが自転車を利用しやすく、楽しめる環境づくりにつなげるための新たなイベント等の取組を推進します。

エ ルール・マナー啓発：自転車の安全利用や放置自転車の啓発活動などの充実

- 高齢者の自転車利用の増加等に対応するため、庁内外の関係機関と連携し、児童、成人、高齢者など年齢段階に応じた交通安全教育や自転車損害賠償責任保険等の加入促進に加え、自転車通行環境整備による見える化や、整備箇所等における安全利用の広報・啓発を実施します。
- 夕方の短時間での放置自転車の削減に向け、整理誘導員の柔軟な配置による駐輪場への案内・誘導や、各種キャンペーンを通じ、自転車の安全利用や放置自転車防止の啓発活動の充実を図ります。

2 政策・施策体系

現状と課題を踏まえた本計画の政策及び施策体系は、4つの基本政策を取り組む分野ごとに9つの政策と27個の施策に分けて、関連する事務事業を位置付けています。

基本政策	目標	政策及び施策体系
通行環境整備	目標1 自転車・歩行者・自動車が道路を安全、安心、快適に利用できる環境の創出	政策1-1 安全で快適な自転車ネットワークの構築 施策1-1-1 危険箇所の更なる安全対策強化【拡充】 施策1-1-2 自転車利用の多い駅周辺における一層の通行環境整備の推進【拡充】 施策1-1-3 広域的な自転車ネットワークの構築【拡充】
		政策1-2 自転車通行環境の適正管理 施策1-2-1 自転車等の安全で円滑な通行に向けた自動車駐停車対策の推進 施策1-2-2 自転車通行環境の適正な維持管理の推進
駐輪対策	目標2 地域の特性や利用者のニーズに応じた、自転車を適切に止められる駐輪環境の構築	政策2-1 地域特性や駐輪需要予測等を踏まえた効率的・効果的な駐輪場整備の推進 施策2-1-1 駐輪需要を踏まえた市営駐輪場整備の推進【拡充】 施策2-1-2 駐輪需要推計を踏まえた駐輪場再編に向けた取組【拡充】 施策2-1-3 民間事業者等による駐輪場整備の促進
		政策2-2 駐輪場の利用環境の向上 施策2-2-1 効率的・効果的な市営駐輪場運営の推進 施策2-2-2 市営駐輪場の適正な維持管理 施策2-2-3 利用者のニーズに応じた市営駐輪場の利便性向上 施策2-2-4 市営駐輪場施設の情報提供の充実
		政策2-3 放置対策の推進による適正な自転車利用への誘導 施策2-3-1 効率的・効果的な放置対策の推進【拡充】 施策2-3-2 放置自転車等の抑制に向けた取組の推進 施策2-3-3 効率的・効果的な保管所運営と再編整備の推進【拡充】
自転車の活用	目標3 身近な乗り物として自転車利用の促進と、地域の活力の向上	政策3-1 安全・快適で環境にもやさしい身近な自転車の活用推進 施策3-1-1 移動環境の充実に向けたシェアサイクルの推進【拡充】 施策3-1-2 身近な自転車の利用しやすい環境整備 施策3-1-3 自転車の一層の利用促進に向けた取組【拡充】 施策3-1-4 環境負荷の低減に寄与する取組の推進
		政策3-2 地域活力の向上に寄与する自転車の活用推進 施策3-2-1 地域の特色を活かし幅広い分野と連携した取組の推進
ルール・マナー啓発	目標4 ルール・マナーの啓発による交通事故防止	政策4-1 交通ルールの周知・徹底とマナーの向上 施策4-1-1 年齢段階に応じた自転車等交通安全教育の推進 施策4-1-2 自転車利用時のルールとマナーの周知・徹底 施策4-1-3 通行位置等の見える化及び安全対策の広報・啓発の推進【拡充】 施策4-1-4 放置自転車防止に向けた啓発活動の充実【拡充】
		政策4-2 自転車の安全・安心利用に備える 施策4-2-1 自転車損害賠償責任保険等への加入促進 施策4-2-2 安全性の高い製品購入につながる広報啓発 施策4-2-3 自転車点検整備の促進

第4章 各政策の展開

1 施策・事業の体系

■ 本計画の施策と事務事業との対応は、次のとおりです。

【施策・事業の体系】

	施策	事務事業
1 通行環境整備	1-1-1 危険箇所の更なる安全対策強化	自転車通行環境整備事業 安全施設整備事業
	1-1-2 自転車利用の多い駅周辺における一層の通行環境整備の推進	自転車通行環境整備事業
	1-1-3 広域的な自転車ネットワークの構築	自転車通行環境整備事業 道路改良事業
	1-2-1 自転車等の安全で円滑な通行に向けた自動車駐停車対策の推進	自転車通行環境整備事業 駐車施設整備推進事業
	1-2-2 自転車通行環境の適正な維持管理の推進	自転車通行環境整備事業 安全施設整備事業
2 駐輪対策	2-1-1 駐輪需要を踏まえた市営駐輪場整備の推進	放置自転車対策事業
	2-1-2 駐輪需要推計を踏まえた駐輪場再編に向けた取組	放置自転車対策事業
	2-1-3 民間事業者等による駐輪場整備の促進	放置自転車対策事業
	2-2-1 効率的・効果的な市営駐輪場運営の推進	放置自転車対策事業
	2-2-2 市営駐輪場の適正な維持管理	放置自転車対策事業
	2-2-3 利用者のニーズに応じた市営駐輪場の利便性向上	放置自転車対策事業
	2-2-4 市営駐輪場施設の情報提供の充実	放置自転車対策事業
	2-3-1 効率的・効果的な放置対策の推進	放置自転車対策事業
	2-3-2 放置自転車等の抑制に向けた取組の推進	放置自転車対策事業 商店街活性化・まちづくり連動事業
	2-3-3 効率的・効果的な保管所運営と再編整備の推進	放置自転車対策事業
3 自転車の活用	3-1-1 移動環境の充実にに向けたシェアサイクルの推進	自転車活用推進事業
	3-1-2 身近な自転車の利用しやすい環境整備	多摩川プラン推進事業 等々力緑地再編整備事業
	3-1-3 自転車の一層の利用促進に向けた取組	自転車活用推進事業 自転車通行環境整備事業 地域防災力向上等事業
	3-1-4 環境負荷の低減に寄与する取組の推進	自転車活用推進事業 地球温暖化対策事業 自動車排出ガス対策事業 環境教育推進事業
	3-2-1 地域の特色を活かし幅広い分野と連携した取組の推進	観光振興事業 若者文化の発信事業 競輪等開催・運営事業 健康づくり事業
4 ルール・マナー啓発	4-1-1 年齢段階に応じた自転車等交通安全教育の推進	交通安全推進事業
	4-1-2 自転車利用時のルールとマナーの周知・徹底	交通安全推進事業
	4-1-3 通行位置等の見える化及び安全対策の広報・啓発の推進	自転車通行環境整備事業 多摩川プラン推進事業
	4-1-4 放置自転車防止に向けた啓発活動の充実	放置自転車対策事業 商店街活性化・まちづくり連動事業
	4-2-1 自転車損害賠償責任保険等への加入促進	交通安全推進事業
	4-2-2 安全性の高い製品購入につながる広報啓発	消費者啓発育成事業
	4-2-3 自転車点検整備の促進	交通安全推進事業

(※ 20 事務事業)

2 事務事業の記載構成

- 事務事業の記載構成は、次のとおりです。

施策1-1-1 危険箇所の更なる安全対策強化【拡充】

自転車関連事故を未然防止するため、危険箇所の抑制に向けて、交差点部をはじめとした自転車利用者が危険を感じる箇所等を捉えた、よりきめ細やかな安全対策を進めます。

また、歩行者や自転車等の安全を確保するため、引き続き、カーブミラーや区画線及び交差点のカラー舗装など道路安全施設の整備を行います。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
① 自転車通行環境整備事業	●自転車通行環境の充実にに向けた取組の推進					
② 安全、安心、快適に利用できる自転車通行環境の充実に、危険箇所の安全対策を推進します。	●自転車事故多発箇所等の安全対策の実施	・危険箇所の安全対策の実施※ (161箇所)	・危険箇所の安全対策の完了 (162箇所)	・危険箇所の安全対策の完了 (75箇所)		
安全施設整備事業	●道路安全施設の整備					
歩行者や自転車等の安全を確保するため、引き続き、安全施設の整備を行います。	・防護柵、カーブミラー、区画線、交差点のカラー舗装など、道路安全施設の整備の実施	・継続実施				事業推進

- ① 事務事業名
② 当該施策に関連する事業の目的・概要
③ 令和3(2021)年度の実施内容
④ 令和4(2022)～7(2025)年度の実施内容

3 政策・施策・事務事業

基本政策 1 通行環境整備

自転車通行環境の整備により、安全で快適な自転車ネットワークの構築を図るとともに、適正な維持管理を行うことで、「自転車・歩行者・自動車が道路を安全、安心、快適に利用できる環境の創出」を目指します。

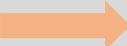
【政策 1－1】安全で快適な自転車ネットワークの構築

- 自転車関連事故を未然に防止するため、自転車利用者が危険を感じる箇所などを捉えたきめ細やかな取組を進めるなど、危険箇所の更なる安全対策強化を図ります。
- 駅周辺では自転車と歩行者等が輻輳などによる危険があるため、効率的・効果的な取組により、自転車利用の多い駅周辺の一層の通行環境整備を推進します。
- 社会環境の変化により、長距離等の自転車利用が増加していることから、主要な幹線道路の通行環境整備を進め、広域的な自転車ネットワークを構築します。
- これらにより、安全で快適な自転車ネットワークを構築し、利用状況に応じた自転車通行環境の更なる充実を図ります。

施策 1－1－1 危険箇所の更なる安全対策強化【拡充】

自転車関連事故を未然防止するため、危険箇所の抑制に向けて、交差点部をはじめとした自転車利用者が危険を感じる箇所等を捉えた、よりきめ細やかな安全対策を進めます。

また、歩行者や自転車等の安全を確保するため、引き続き、カーブミラーや区画線及び交差点のカラー舗装など道路安全施設の整備を行います。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
自転車通行環境整備事業	●自転車通行環境の充実に向けた取組の推進					
安全、安心、快適に利用できる自転車通行環境の充実に向けて、危険箇所等の安全対策を推進します。	・自転車事故多発箇所等の安全対策の実施	・危険箇所の安全対策の実施※ (161 箇所)	 (162 箇所)		・危険箇所の安全対策の完了 (75 箇所)	
安全施設整備事業	●道路安全施設の整備					
歩行者や自転車等の安全を確保するため、引き続き、道路安全施設の整備を行います。	・防護柵、カーブミラー、区画線、交差点のカラー舗装など、道路安全施設の整備の実施	・継続実施				事業推進

※取組内容の詳細については、p126 参照

施策 1-1-2 自転車利用の多い駅周辺における一層の通行環境整備の推進【拡充】

自転車利用の多い駅周辺において、自転車、歩行者、自動車等の輻輳による危険を低減するため、整備路線の優先度などを踏まえて、一層の効率的・効果的な通行環境整備を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
自転車通行環境整備事業 自転車通行環境の充実に向けて、自転車利用の多い駅周辺において、路線の優先度などを踏まえ、通行環境整備を推進します。	●自転車通行環境の充実に向けた取組の推進					
	・自転車利用の多い駅周辺における通行環境整備の推進 (殿町、溝の口駅、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺)	・自転車利用の多い駅周辺における通行環境整備の推進 (15.8 km)	(21.2 km)	(10.8 km)	(10.8 km)	事業推進

※取組内容の詳細については、p136 参照

施策 1-1-3 広域的な自転車ネットワークの構築【拡充】

社会環境の変化を踏まえて、長距離移動や丘陵部における自転車利用の増加に対応するため、駅周辺の主要動線等と幹線道路との結びつきを強めながら、市域全体をつなぐ広域的な自転車ネットワークを構築します。

また、道路交通の円滑化を図るため、幹線道路の道路拡幅等の際には、歩道や自転車通行環境の整備を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
自転車通行環境整備事業 自転車通行環境の充実に向けて、広域的な自転車ネットワークを構築に向けた取組を推進します。	●自転車通行環境の充実に向けた取組の推進					
	・主要な幹線道路における通行環境整備の推進	・主要な幹線道路における通行環境整備の推進 (12.7 km)	(7.3 km)	(19.6 km)	・主要な幹線道路における通行環境整備の完了 (19.6 km)	
道路改良事業 都市計画道路などの幹線道路網の構築とともに道路拡幅、歩道及び自転車通行環境整備により道路交通の円滑化を図ります。	●都市計画道路等の幹線道路網の整備の推進					
	・都市計画道路等の幹線道路網の整備推進	・継続実施				事業推進

※取組内容の詳細については、p151 参照

【整備実施の考え方】

- 計画段階において、庁内外の関係機関と連携し、自動車・自転車等の交通量や道路幅員を踏まえ、4つの整備形態（p20）の中から選定。
- 設計・整備段階において、選定した整備形態をもとに、現地の状況を調査し警察との協議の上、具体的な仕様などの整備内容を決定し整備を実施。
- 通行環境整備に合わせて、矢羽根の表示内容も含めた自転車の通行ルールについて、庁内外の関係機関と連携し、整備箇所における自転車利用者への周知に加え、様々な媒体を活用した広報・啓発を実施（施策 4-1-3 参照）。

【政策１－２】自転車通行環境の適正管理

- 自転車等の安全で円滑な通行を妨げている路上駐停車に対して注意喚起を行うなど、駐停車の抑制に向けた取組を推進します。
- 自転車通行環境整備の推進と合わせ、自転車通行帯や矢羽根等の路面表示の定期的な点検や維持補修に加え、自転車通行環境整備台帳のデジタル化など、適正な維持管理に向けた取組を推進します。
- これらにより、自転車通行環境の適正管理を推進します。

施策１－２－１ 自転車等の安全で円滑な通行に向けた自動車駐停車対策の推進

自転車等の安全で円滑な通行にもつなげる駐停車の抑制に向けて、警察と連携し、車両に対して看板等による注意喚起を実施するとともに、路外駐車場や附置義務駐車場の整備促進等の取組を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
自転車通行環境整備事業	●自動車駐停車の抑制に向けた取組の推進					
自転車等の安全で円滑な通行に向けて、自転車通行環境の整備済み箇所における自動車駐停車対策を推進します。	・自転車通行環境整備済み箇所の駐停車車両に対する注意喚起の実施	・継続実施				事業推進
駐車施設整備推進事業	●駐車場法及び条例等に基づく路外駐車場や附置義務駐車場の整備促進					
駐車施設の配置や構造基準等について協議等を行うとともに、川崎駅東口地区駐車対策推進計画に基づく取組を推進し、交通環境の改善を図ります。	・駐車施設設置に関する協議・指導を実施	・継続実施				事業推進
	●「川崎駅東口地区駐車対策推進計画」に基づく取組の推進					
	・駐車対策を推進するため計画を策定(R2)し、計画に基づく取組を推進	・計画に基づく取組の推進				事業推進

施策 1－2－2 自転車通行環境の適正な維持管理の推進

自転車通行環境整備の推進に対応し、歩行者や自転車等の安全を確保するため、自転車通行環境の定期的な点検や維持補修とともに、自転車通行環境整備台帳のデジタル化などによる計画的な維持管理に向けた取組を進めます。

また、引き続き、防護柵やカーブミラーなど道路安全施設の適正な維持補修を行います。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
自転車通行環境整備事業	●自転車通行環境の適正な維持管理の推進					
	・自転車通行環境の点検及び劣化状況に応じた維持補修の実施	・継続実施				事業推進
	・自転車通行環境整備台帳の作成・管理	・通行環境整備箇所の状況調査及び計画的な維持管理に向けた検討	・自転車通行環境整備台帳のデジタル化及び計画的な維持管理に向けた取組の推進	事業推進		
安全施設整備事業	●道路安全施設の維持補修					
	・防護柵、カーブミラー、区画線など、道路安全施設の維持補修の実施	・継続実施				事業推進

基本政策 2 駐輪対策

各駅の駐輪需要や将来予測を踏まえ、駐輪場の適正な配置や利用促進を行うとともに、効果的な撤去活動を行うなど「地域の特性や利用者のニーズに応じた、自転車を適切に止められる駐輪環境の構築」を目指します。

【政策 2－1】地域特性や駐輪需要予測等を踏まえた効率的・効果的な駐輪場整備の推進

- 駅ごとの収容台数や放置自転車等の状況など、駐輪需要を踏まえた市営駐輪場の整備を進めます。
- 地域特性や駐輪需要推計を踏まえた、駐輪場再編に向けた取組を進めます。
- 短時間利用の放置自転車対策として、「川崎市自転車等駐車場の附置に関する条例」や補助金を活用した民間事業者による駐輪場整備を促進します。

施策 2－1－1 駐輪需要を踏まえた市営駐輪場整備の推進【拡充】

各駅周辺の利用状況やニーズ等を踏まえ、駐輪需要の高い駅周辺においては、既存施設の分散化による利用率の向上や、新たな駐輪場整備による、利用環境の改善を進めます。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
放置自転車対策事業 歩行者の安全な通行を確保するため、放置自転車等の削減に向けて、駐輪需要を踏まえた駐輪場の整備を推進します。	●駐輪場等の整備推進					
	・駐輪場不足地区への整備・拡充（宮崎台駅周辺、登戸駅周辺ほか）	・駐輪需要に応じた駐輪場整備の推進 ・開発事業などに伴う、代替駐輪場の再整備				事業推進

施策 2-1-2 駐輪需要推計を踏まえた駐輪場再編に向けた取組【拡充】

駐輪需要推計による減少傾向を踏まえ、各駅周辺の駐輪場施設の利用状況を把握するための駐輪カルテを作成し、これに基づき関係者と協議・調整を進め再編方針を策定し、駐輪場再編に向けた取組を進める。また、保管所の再編実施後の、将来の保管所との集約化も視野に入れた総合的な駐輪場・保管所のあり方について検討を進めます。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
放置自転車対策事業						
	●駐輪場再編に向けた検討					
	・駐輪場の再編整備に向けた検討	・各駅周辺の実態調査、カルテの作成、再編整備に向けた検討	・各施設の再編整備方針策定	・再編整備方針に基づく取組の推進	→ 事業推進	
	●保管所の再編整備の推進					
	・利用実態に応じた保管所再編に向けた検討・とりまとめ	・保管所の再編整備の実施(2箇所閉鎖)	・保管所7箇所における管理運営の継続実施	・保管所再編実施等を踏まえた総合的な駐輪場・保管所のあり方検討	→ 事業推進	

施策 2-1-3 民間事業者等による駐輪場整備の促進

短時間利用における放置自転車対策として、「川崎市自転車等駐車場の附置に関する条例」に基づく運用に加え、「民間自転車等駐車場整備費補助金制度」の活用等による、適正で効果的な駐輪場整備を促進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
放置自転車対策事業 放置自転車等の削減に向けて、「川崎市自転車等駐車場の附置に関する条例」の適正な運用や、「民間自転車等駐車場整備費補助金制度」の活用等により、民間事業者による駐輪場整備を促進します。	●民間事業者等による駐輪場整備の促進					
	・「川崎市自転車等駐車場の附置に関する条例」の適正な運用	・継続実施	→ 事業推進			事業推進
	・「民間自転車等駐車場整備費補助金制度」の活用	・「民間自転車等駐車場整備費補助金制度」の更なる活用	→ 事業推進			事業推進
	・鉄道事業者との連携による駐輪場整備の推進	・継続実施	→ 事業推進			事業推進

【政策２－２】駐輪場の利用環境の向上

- 駐輪場の更なる利用促進に向けて、民間事業者のノウハウを活かした指定管理者制度による効率的・効果的な市営駐輪場運営を行います。
- 市営駐輪場を適正に維持管理し、利用者の安全で快適な駐輪場の利用環境を維持します。また、駐輪場の施設改修費の平準化に努めます。
- 駐輪場の利便性向上を図り、多様な自転車利用者のニーズへの対応を進めます。
- 市営駐輪場の利用を促進するため、誰もが分かりやすい施設情報の提供を充実します。

施策２－２－１ 効率的・効果的な市営駐輪場運営の推進

民間事業者のノウハウを活かし、指定管理者制度を活用した適正な市営駐輪場の経営及び管理運営により、利用ニーズに対し駐輪場の利用促進を図るとともに、利用状況に偏在がある駐輪場においては、利用料金の見直しに向け、指定管理者と協議を進め、駐輪場の効率的・効果的な利用に向けた取組を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
放置自転車対策事業 放置自転車等の削減に向けて、指定管理制度による適正な駐輪場の運営状況等を管理するとともに、利用状況に偏在がある駐輪場の利用料金の見直しに向けた取組を推進します。	●市営駐輪場の効率的な管理運営に向けた取組の推進					
	・指定管理者による適正な管理運営	・継続実施				事業推進
	・次期指定管理者の選定に向けた取組を実施	・利用料金の見直しに向けた検討	・利用料金の見直しの実施			事業推進

施策２－２－２ 市営駐輪場の適正な維持管理

市営駐輪場の定期的な点検及び計画的な維持補修を行い、補修費の平準化に向けた取組を進め、利用者の安全で快適な利用環境を確保するための適正な維持管理を行います。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
放置自転車対策事業 利用者の安全で快適な利用環境を確保するため、適正な維持管理を行います。	●市営駐輪場の適正な維持管理					
	・市営駐輪場の維持管理の実施	・施設補修費の平準化による効率的・効果的な維持管理の実施				事業推進

施策 2-2-3 利用者のニーズに応じた市営駐輪場の利便性向上

子ども乗せ自転車や電動アシスト付き自転車などの大型自転車を止めやすくして欲しいや電子マネーなどによる決済への対応などの利用者からの要望を踏まえ、利用環境の改変や、多様な決済方法など利用者ニーズに応じた駐輪場の一層の利便性向上に向けた取組を進めます。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
放置自転車対策事業 放置自転車等の削減に向けて、市営駐輪場の利用者ニーズに応じた取組を進めます。	●利用者のニーズに応じた市営駐輪場の利便性向上					
	・利用者のニーズを踏まえた駐輪場の利便性向上に向けた取組の推進	・継続実施				事業推進

施策 2-2-4 市営駐輪場施設の情報提供の充実

ホームページの他、SNSなど、さまざまな媒体を広く活用し、効果的な施設情報などに関する提供や、駐輪場の位置や料金、利用状況など、誰もが分かりやすい市営駐輪場の施設情報の提供の充実を図り、利用者の利便性向上に向けた取組を進めます。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
放置自転車対策事業 ホームページやSNSなど、さまざまな媒体を広く活用し、施設情報の提供の充実を図ります。	●市営駐輪場施設の情報提供の充実					
	・指定管理者と連携した施設情報の発信	・継続実施				事業推進

【政策2-3】放置対策の推進による適正な自転車利用への誘導

- 自転車の放置状況に応じた効率的な撤去活動を行うため、撤去・運搬業務等の一括委託化の全市展開に向けた効果検証を進め、適正で効果的な放置対策を推進します。
- 夕方の短時間の放置自転車等を抑制するため、更に効果的な啓発活動を推進します。
- 効率的・効果的な保管所運営の実施とともに、撤去自転車の減少傾向を踏まえた保管所の再編整備を進めます。

施策2-3-1 効率的・効果的な放置対策の推進【拡充】

自転車の放置状況に応じた撤去活動を実施するとともに、夕方の短時間の放置自転車等の抑制に向けて、撤去・運搬業務等の一括委託化について、北部地区での効果検証を踏まえ、全市展開に向けた取組を進め、柔軟で効率的・効果的な放置対策を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
放置自転車対策事業 放置自転車等の削減に向けて、自転車の放置状況に応じた撤去活動などを実施するとともに、撤去・運搬業務等の一括委託化の全市展開に向けた取組を進めます。	●放置対策・利用環境整備の推進					
	・放置自転車対策の北部地区における一括委託化の推進	・北部地区における一括委託化の効果検証	・効果検証を踏まえた市内全域における一括委託化の推進	→		事業推進
	・放置自転車の撤去、駐輪場への誘導、啓発活動の実施	・撤去・啓発活動の拡充(重点箇所の設定)	→			事業推進
	・放置禁止区域の指定(若葉台駅)					

施策 2-3-2 放置自転車等の抑制に向けた取組の推進

朝に比べ夕方方の短時間での放置自転車等が見受けられるため、整理誘導員のシフト変更などによる、駐輪場への案内・誘導などの取組や、継続的なパトロールによる啓発活動など、放置自転車等の抑制に向けた取組を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度以降
放置自転車対策事業	●放置自転車等の抑制に向けた取組の推進					
放置自転車等の削減に向けて、駐輪場の利用を促進するため、駅周辺における駐輪場の案内や誘導、啓発活動を推進します。	・駅周辺における駐輪場の案内・誘導等を実施	・継続実施				事業推進
	・キャンペーンやポスター掲示等の啓発活動を実施	・継続実施				事業推進
商店街活性化・まちづくり連動事業	●地域課題等への支援の推進					
関係団体等と連携した地域安全パトロールの実施により、駅周辺の魅力あるまちづくりを推進します。	・商店街等における地域安全パトロールの実施	・継続実施				事業推進

施策 2-3-3 効率的・効果的な保管所運営と再編整備の推進【拡充】

効率的・効果的な保管所運営を実施するため、撤去・運搬業務等の一括委託化の全市展開に向けた効果検証を進めるとともに、撤去自転車の減少傾向を踏まえ保管所の再編整備を実施します。また、保管所の再編実施後の、将来の駐輪場との集約化も視野に入れた総合的な駐輪場・保管所のあり方について検討を進めます。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
放置自転車対策事業	●保管所の再編整備の推進					
	・撤去自転車等の適正な保管等の実施	・効率的・効果的な保管所運営の継続実施				事業推進
	・利用実態に応じた保管所再編に向けた検討・とりまとめ	・保管所について 9 箇所から 7 箇所への再編整備の実施	・保管所 7 箇所における効率的・効果的な管理運営の継続実施			事業推進
				・保管所再編実施等を踏まえた総合的な駐輪場、保管所のあり方検討		事業推進
	●放置対策・利用環境整備の推進					
	・放置自転車対策の北部地区における一括委託化の推進	・北部地区における一括委託化の効果検証	・効果検証を踏まえた市内全域における一括委託化の推進			事業推進

基本政策3 自転車の活用

自転車の日常利用に加え、観光資源を快適に回遊することや、身近な身体活動やスポーツなど、様々な場面での自転車の活用により利用者の利便性等を高めていくことで「身近な乗り物として自転車利用の促進と、地域の活力の向上」を目指します。

【政策3-1】安全・快適で環境にもやさしい身近な自転車の活用推進

- 移動環境の充実に向けて、シェアサイクルを利用しやすい移動手段の一つとして民間事業者主体によるシェアサイクルの本格運用を行い、一層の取組を推進します。
- 身近で親しみのある乗り物として、自転車の一層の利用環境の充実に向けて、誰もが自転車を利用しやすく、楽しめる環境づくりにつなげるため、効果的な取組を推進します。
- 自転車の一層の利用促進に向けて、自転車利用の普及につなげる取組として様々な機会を捉えた広報啓発に加え、新たなイベント等の取組を推進します。
- 環境負荷の低減に寄与する取組として、自転車の活用に係る広報啓発活動の取組を推進します。
- これらにより、安全・快適で環境にもやさしい身近な自転車の活用を推進します。

施策3-1-1 移動環境の充実に向けたシェアサイクルの推進【拡充】

シェアサイクルの実証実験において、主に駅・公共施設等への移動を目的として利用されており、アクセス性・利便性の向上や、多くの利用により事業性を含めた効果・有効性が確認できました。また、日常的な買い物利用や地震の際の有効な帰宅手段としても活用されていることから、利用しやすい移動手段の一つとして民間事業者主体の本格運用により、一層の利用・普及促進に向けた取組を推進します。

なお、本格運用までの期間においては、円滑な運用につなげるための移行期間として、現在の運用を暫定的に継続します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
自転車活用推進事業 安全・安心・快適に利用できる移動環境の充実に向けてシェアサイクルの取組を本格運用することで一層の利用・普及促進を図ります。	●シェアサイクルの本格運用に向けた取組の推進					
	・市内8エリアで実証実験を実施 ・実験の効果検証結果を踏まえ、本格運用に向けた取組の実施	・シェアサイクルの本格運用による一層の利用・普及促進に向けた取組の推進				事業推進

施策3-1-2 身近な自転車の利用しやすい環境整備

水辺の賑わい創出に向け、かわさき多摩川ふれあいロードの延伸整備など、歩行者や自転車が安全・安心に楽しめる環境整備やサイクリングの途中、公園緑地等に気軽に自転車を停めて休憩できる空間づくりなど自転車を含めた利用しやすい環境整備の充実に向けた取組を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度以降
多摩川プラン推進事業	●多摩川河川敷の運動施設等の整備					
水辺の賑わい創出に向け、多摩川ふれあいロードの整備など歩行者や自転車が連続して安全・安心に楽しめる空間の充実を図る取組を進めます。	・小向地区において延伸整備の実施	・御幸公園から多摩川見晴らし公園の区間の延伸整備				事業推進
	・下野毛地区において拡幅整備を実施	・上平間地区等の拡幅整備				事業推進
等々力緑地再編整備事業	●等々力緑地再編整備の推進					
等々力緑地と多摩川との連携に向けて、アクセス改善など、民間活力の導入により利用しやすい環境整備を推進します。	・「等々力緑地再編整備実施計画」の改定 ・民間活力の導入による自転車の利用しやすい環境づくりに向けた検討	・計画に基づく取組の推進				事業推進

施策3-1-3 自転車の一層の利用促進に向けた取組【拡充】

多様化する自転車の一層の利用促進に向け、各種イベントや様々な機会を捉えた広報啓発に加え、誰もが自転車を利用しやすく、楽しめる環境づくりにつなげるための新たなイベント等の取組を推進します。

また、地域防災計画に基づき、災害時の被災状況等の把握や情報伝達など、災害時の状況に応じ、自転車を有効に利用することで柔軟かつ迅速な対応につなげます。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度以降
自転車活用推進事業	●自転車の一層の利用促進に向けた取組の推進					
自転車の一層の利用促進に向けて、自転車通勤等、自転車の利用に関する効果的な啓発活動を実施します。 また、自転車の推奨ルートの案内マップ等を活用した啓発活動を実施します。	関係機関と連携し、様々な機会や媒体を活用した広報の実施	自転車の通勤・業務等利用に関するイベント等による広報啓発の実施				事業推進
		多様な主体との連携による一層の利用促進に向けたイベントの企画	多様な主体との連携による一層の利用促進に向けたイベントの実施			事業推進
自転車通行環境整備事業	●自転車通行環境の充実にに向けた取組の推進					
自転車の一層の利用促進に向けて、情報通信技術等を活用した自転車通行環境の整備状況の情報を発信します。	情報通信技術等を活用した自転車通行環境の整備状況の情報発信	継続実施				事業推進
地域防災力向上等事業	●地域防災力向上等に向けた取組					
各区において、地域防災計画に基づき、防災力の向上に向けた取組を進めます。	地域防災計画に基づく取組の推進	継続実施				事業推進

施策3-1-4 環境負荷の低減に寄与する取組の推進

身近な自転車の活用は、環境分野において地球にやさしい交通環境整備の施策として位置付けられており、環境負荷の低減にも寄与することから、自転車の利用を促す広報啓発を行います。

また、温室効果ガスの削減や環境配慮行動を促す仕組みの基盤づくりに向けて、地球温暖化対策・自動車排出ガス対策や環境教育・学習の取組を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
自転車活用推進事業 自転車を活用することで環境負荷の低減にも寄与する移動手段の一つとして自転車の利用を促す広報啓発をイベント等で実施します。	●環境分野と連携した自転車活用の推進 ・関係機関と連携し、様々な機会や媒体を活用した広報の実施	・継続実施				事業推進
地球温暖化対策事業 温室効果ガスの削減に向けて、生活の質の向上も考慮しながら、自転車の活用など「COOLCHOICE」を推進します。	●市民、事業者等と協働した取組の推進 ・地球温暖化対策に資する賢い選択「COOLCHOICE」を推進するため、自転車の活用を含めたスマートムーブ*などの広報の実施	・継続実施				事業推進
自動車排出ガス対策事業 自動車から排出される窒素酸化物等の削減に向けた、次世代自動車等の普及を促進します。	●次世代自動車等の普及促進 ・環境負荷低減につながる自動車の効率的な利用、交通手段の変更等についてHP等で情報発信	・継続実施				事業推進
環境教育推進事業 環境配慮行動を促す仕組みの基盤となる環境教育・学習の取組を、自転車等環境負荷の低い交通手段に係る普及啓発などを含め推進します。	●「環境教育・学習アクションプログラム」に基づく環境教育の総合的な推進 ・自転車等環境負荷の低い交通手段に係る普及啓発などを含めた環境教育・学習の総合的な推進	・継続実施				事業推進

※「スマートムーブ」とは、CO₂排出量の少ない「移動」方法を選択することをいいます。

【政策３－２】地域活力の向上に寄与する自転車の活用推進

- 自転車を活用することは人々の行動範囲を広げ、地域とのふれあいや仲間とのつながりが深まることから、幅広い分野と連携し、地域の活力の向上と新たな魅力発見に向けた取組を推進します。

施策３－２－１ 地域の特徴を活かし幅広い分野と連携した取組の推進

自転車利用により行動範囲の広がりや回遊性向上につなげるとともに、自転車に関連したイベント等を通じて、人々が地域に集まることで賑わいが生まれるなど、地域活力が向上することから、観光振興やサイクルスポーツの活性化、健康づくりによる幅広い分野の取組と連携した自転車利用を促進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度以降
観光振興事業 新・かわさき観光振興プランに基づき、多様な観光資源と連動させたシェアサイクルをはじめとした自転車の活用・広報を行います。	●新・かわさき観光振興プランに基づく施策の展開					
		・観光ガイドブックや「かわさききたテラス」等の公共施設におけるシェアサイクルの利用促進に関する広報の実施				事業推進
	・観光ガイドブックにおけるシェアサイクルの広報の実施	・訪日外国人観光客向けにインフルエンサーやSNSを活用してシェアサイクルをはじめとした自転車の広報の実施				事業推進
		・シェアサイクルを活用した観光モデルルートの構築				事業推進
	・イベントにおける自転車利用の促進に向けた取組の推進	・継続実施				事業推進

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度以降
若者文化の発信事業 ブレイキンやダブルダッチ、スケートボード、BMXなどの若者による文化を活用し、「若い人が多い」「若者による文化が盛んである」という本市の特徴を踏まえ、若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための環境づくりに向けた取組を進めます。	●若者文化の発信によるまちづくりに向けた取組					
	・INTERNATIONAL STREET FESTIVALの開催支援 (参加者数:2,918人)	・継続実施 (参加者数:4,000人以上)	(参加者数:5,000人以上)	(参加者数:5,000人以上)	(参加者数:5,000人以上)	事業推進
		・創造発信拠点の供用開始		・創造発信拠点の供用終了		
	・創造発信拠点の整備に向けた取組の実施	・創造発信拠点の運営等を踏まえた検証と施設整備に向けた取組の推進				事業推進
	・日常・非日常の施設の整備に向けた取組の実施	・継続実施				事業推進
	・イベント等を通じた情報発信等の実施	・創造発信拠点の活用やイベント等を通じた情報発信等の実施				事業推進
	・大会誘致及び開催支援に向けた取組	・継続実施				事業推進
競輪等開催・運営事業 市民に親しまれ地域の活性化に資する競輪場を目指し、自転車スポーツの振興・普及に向けた取組を推進します。		・オリンピックに向けた機運醸成イベント等の開催		・オリンピックの開催に合わせた機運醸成イベント等の開催		
	●市民に親しまれ地域の活性化に資する競輪場に向けた取組の推進					
健康づくり事業 第2期かわさき健康づくり21(健康増進計画)に基づき、ウォーキングや自転車活用等による市民の健康維持・増進を推進します。		・子ども自転車教室の開催などを通じた自転車スポーツの振興・普及に向けた取組の推進	・継続実施			事業推進
	●第2期かわさき健康づくり21(健康増進計画)に基づく取組の実施					
	・第2期かわさき健康づくり21の「身体活動・運動」の取組推進	・継続実施		・3期計画の策定	・3期計画の推進	事業推進
	・「+10(プラステン)」を推進し、ウォーキングや自転車など個人にあった方法による取組推進	・継続実施				事業推進

基本政策 4 ルール・マナー啓発

自転車利用者が交通ルールを遵守し、歩行者への思いやりをもって自転車に乗り交通事故を防止できるよう、交通安全教育の推進や自転車損害賠償責任保険等の加入促進など、「ルール・マナーの啓発による交通事故防止」に取り組みます。

【政策 4－1】交通ルールの周知・徹底とマナーの向上

- 年齢段階に応じて繰り返し学習する機会や、成人の学習機会の充実を図るとともに、高齢化に対応した交通安全教育を実施します。
- 様々な機会や媒体を活用した広報・啓発を行い、自転車利用時のルールの認知度・遵守率向上に努めます。
- 交通ルールに違反する行為のあった自転車利用者に対する啓発活動を推進します。
- 自転車の安全利用に向けて、通行位置等の見える化とともに安全対策の広報・啓発を推進します。
- 買い物等の短時間の放置自転車を抑制するため、更に効果的な啓発活動を推進します。
- これらにより、より多くの自転車利用者に交通ルールを周知・徹底し、交通安全意識を高めマナーの向上を図ります。

施策 4－1－1 年齢段階に応じた自転車等交通安全教育の推進

全ての市民に自転車利用のルール・マナーの周知を図るため、幼児、児童、生徒、学生、成人、高齢者など、年齢段階に応じた自転車等の交通安全教室を開催するとともに、関係機関・団体等と連携し、成人の学習機会の充実や、高齢者の行動特性に配慮した交通安全教育など、交通事故防止に向けて安全意識の向上を図ります。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度以降
交通安全推進事業 交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みよい社会の実現をめざした取組を進めます。	●交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の開催					
	・幼児、小・中・高校生、成人及び高齢者と、各世代での交通安全教室・講話の実施 (※自転車以外の交通安全教室を含む)	・継続実施				事業推進

施策 4-1-2 自転車利用時のルールとマナーの周知・徹底

自転車マナーアップ強化月間等における各種キャンペーンを通じて、自転車利用時のルール・マナーを広く浸透させるための発信力のある広報・啓発を実施します。

市職員が自ら模範となるよう、職員に対する啓発を行い、自転車利用時のルールの周知徹底を行います。

警察や関係団体等と連携して情報共有を図りながら、市内の自転車交通事故多発地域において、自転車マナーアップ指導員による啓発活動を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度以降
交通安全推進事業 交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みよい社会の実現をめざした取組を進めます。	●各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施					
	・各季（春・夏・秋・年末）及び強化月間でのキャンペーン実施による広報啓発の実施	・各季（春・夏・秋・年末）及び強化月間でのキャンペーン実施やデジタル技術の活用も踏まえた広報啓発の実施				事業推進
	●自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施					
	・自転車の安全利用に係る助言及び啓発活動の実施	・継続実施				事業推進

施策 4-1-3 通行位置等の見える化及び安全対策の広報・啓発の推進【拡充】

自転車の安全利用に向けた対策を充実するため、交通環境など地域の実情に応じた自転車の通行方法について、路面表示等による見える化を行うとともに、様々な機会や媒体を活用した広報・啓発活動を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標					
	令和3(2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度以降	
自転車通行環境整備事業	●自転車通行環境の充実に向けた取組の推進						
	安全・安心・快適に利用できる自転車通行環境の充実に向けて、通行位置等の見える化とともに、整備後の現地において、関係機関と連携して自転車の安全利用に関する周知や広報・啓発活動を推進します。	・自転車の通行方法を示す路面表示等の設置	・継続実施	→			事業推進
	・チラシ配布や声掛け等による広報・啓発活動の実施	・様々な機会や媒体を活用した広報・啓発活動の実施	→			事業推進	
多摩川プラン推進事業	●多摩川河川敷の運動施設等の整備						
	多摩川ふれあいロードのマナーアップに取り組むなど、多摩川が市民に身近な存在になるよう魅力向上の取組を進めます。	・自転車の安全利用に関する路面表示及びハンプの設置	・自転車の安全利用に関する路面表示等の設置	→			事業推進
	●多摩川の魅力を活かす取組の推進						
	・マナーアップキャンペーンなど利用環境向上に向けた取組の実施	・継続実施	→			事業推進	

施策 4-1-4 放置自転車防止に向けた啓発活動の充実【拡充】

朝に比べ夕方方の短時間での放置自転車が見受けられることから、一層の放置自転車防止に向けて、整理誘導員の柔軟な配置を行い駐輪場へのわかりやすい案内・誘導などを行うとともに、関係団体等と連携した取組や様々な機会や媒体を活用するなど啓発活動の充実を図り取組を推進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
放置自転車対策事業 放置自転車の削減に向けて、駐輪場の利用を促進するため、駅周辺における駐輪場の案内や誘導とともに、啓発活動の充実を図り取組を推進します。	●放置対策・利用環境整備の推進					
	・放置自転車対策の北部地区における一括委託化の推進	・北部地区における一括委託化の効果検証	・効果検証を踏まえた市内全域における一括委託化の推進	→		事業推進
	・駅周辺における駐輪場の案内・誘導等を実施	・継続実施	→			事業推進
	・キャンペーンやポスター掲示等の啓発活動を実施	・様々な機会や媒体を活用した啓発活動の実施	→			事業推進
商店街活性化・まちづくり連動事業 関係団体等と連携した地域安全パトロールの実施により、駅周辺の魅力あるまちづくりを推進します。	●関係団体等と連携した地域安全活動の実施					
	・商店街等における地域安全パトロールの実施	・継続実施	→			事業推進

【政策4-2】自転車の安全・安心利用に備える

- 自転車加害者となり高額賠償となる事例があることから、加害事故への認識等や損害賠償に対する意識が高まるよう広報啓発に努めます。
- 県条例により、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化されたことから、様々な機会を通じて加入を促進します。
- 多様化する自転車等の移動手段の利用に際して、消費者が安全な製品を選択できるよう、情報提供するとともに安全な利用について広報啓発を充実します。
- 自転車を安全に利用し、自転車の整備不良による自転車事故を未然に防止するため、自転車点検整備を促進します。
- これらにより、交通事故の未然防止や、自転車損害賠償責任保険等の加入促進により、自転車の安全・安心利用に備えます。

施策4-2-1 自転車損害賠償責任保険等への加入促進

様々な機会を通じて自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性や県条例を周知し、加入を促進します。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
交通安全推進事業 交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みよい社会の実現をめざした取組を進めます。	●交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の開催					
	・幼児、小・中・高校生、成人及び高齢者と、各世代での交通安全教室・講話の実施 (※自転車以外の交通安全教室を含む)	・継続実施				事業推進
	●各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施					
	・各季(春・夏・秋・年末)及び強化月間でのキャンペーン実施による広報啓発の実施	・各季(春・夏・秋・年末)及び強化月間でのキャンペーン実施やデジタル技術の活用も踏まえた広報啓発の実施				事業推進

施策4-2-2 安全性の高い製品購入につながる広報啓発

自転車を安全に利用できるように、情報誌やメールマガジン等により、消費者に安全な製品選択や利用について、広報啓発を行います。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
消費者啓発育成事業 自転車を安全に利用できるよう消費者に安全な製品選択や利用について広報啓発を行います。	●消費生活に関する情報発信					
	・情報誌、メールマガジン等による安全な自転車の選択・利用に関する情報発信	・継続実施	→			事業推進

施策4-2-3 自転車点検整備の促進

自転車を安全に使用するため、ルールブックや交通安全教室などにより、自転車利用者が自ら日常点検を行う方法について啓発を行います。また、自転車販売店と連携し、点検・整備を促進させる取組を行います。

事務事業	現状	事業内容・目標				
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
交通安全推進事業 交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みよい社会の実現をめざした取組を進めます。	●交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の開催					
	・幼児、小・中・高校生、成人及び高齢者と、各世代での交通安全教室・講話の実施 (※自転車以外の交通安全教室を含む)	・継続実施	→			事業推進
	●各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施					
	・各季(春・夏・秋・年末)及び強化月間でのキャンペーン実施による広報啓発の実施	・各季(春・夏・秋・年末)及び強化月間でのキャンペーン実施やデジタル技術の活用も踏まえた広報啓発の実施	→			事業推進

第5章 計画の推進

1 計画の指標

計画推進の目安として基本政策の各政策に対して指標を設定し、計画期間の令和7（2025）年度末までの達成に向けて取り組めます。

原則として、成果指標の考え方を基にアウトカム（成果）指標を設定していますが、成果を示すためのデータを取得することが困難な場合やなじまない場合、本計画期間の取組においてはアウトプット（活動量）で示した方が分かりやすい場合は、アウトプット指標を用いるなど、政策の特性に応じた指標の設定を行っています。

計 画 目 標

	現 状 令和3年度 (2021年度)	目 標 令和7年度 (2025年度)
安全・安心でまちの魅力向上に寄与する 自転車施策の総合的な取組の満足度 (アンケート調査結果)	56 %	56 %以上

表 5-1 各政策の成果指標

基本 政策	政策	指標	現 状	第1期 目標値	第2期 目標値
通行環境整備	共 通	自転車に関わる交通事故件数	947 件 (R2(2020)年)	980 件以下	900 件以下
	1-1	安全対策実施箇所数	—	—	398 箇所以上
		市内の自転車通行環境整備延長	46 km (R2(2020)年度末)	58 km 以上	186 km 以上
	1-2	自転車通行環境維持補修延長	0.7 km (R2(2020)年度末)	1.2 km 以上	8 km 以上
駐輪対策	共 通	駅周辺における放置自転車等の台数 (16 時台)	2,919 台 (R2(2020)年10月)	—	2,405 台以下
	2-2	駐輪場の利用満足度 (利用者アンケート)	63 % (R2(2020)年度)	64 %以上	64 %以上
	2-3	保管所の配置数	9 箇所 (R3(2021)年度末)	—	7 箇所
自転車の活用	3-1	シェアサイクルの利用回転数	1.4 回/日・台 (R3(2021)年度平均)	1.00 回/日・台以上	1.4 回/日・台以上
		シェアサイクルの認知度 (アンケート)	29 % (R3(2021)年8月)	—	40 %以上
マナー啓発	4-1	交通安全教室の開催 (自転車以外の交通安全教室を含む)	301 回/年 (R2(2020)年度)	490 回/年以上	490 回/年以上
	4-2	自転車損害賠償責任保険等の加入率 (アンケート)	67.7 % (R3(2021)年8月)	56.4 %以上	75 %以上※

※ 令和3（2021）年度末までに実施する保険加入に関するアンケート調査の結果を踏まえ、目標値を上回る場合には、その数値をもとに見直しを行う。
引き続き、進捗管理による評価・検証を行いながら、加入率向上の取組を進め、将来的には加入率100%を目指す。

2 計画の進捗管理・評価について

本計画は毎年度、政策の進捗状況や目標の達成状況等について評価・検証した上で、課題となっている事項を整理し、実施方法の改善等についてフォローアップするとともに、計画期末には総括評価を実施します。

進捗管理については、計画を策定（Plan）した後、政策を実施（Do）し、進捗状況や効果について評価・検証（Check）した上で、評価に基づき見直しや改善（Action）を行い、計画策定に反映する PDCA サイクルに則った進捗管理を実施します。

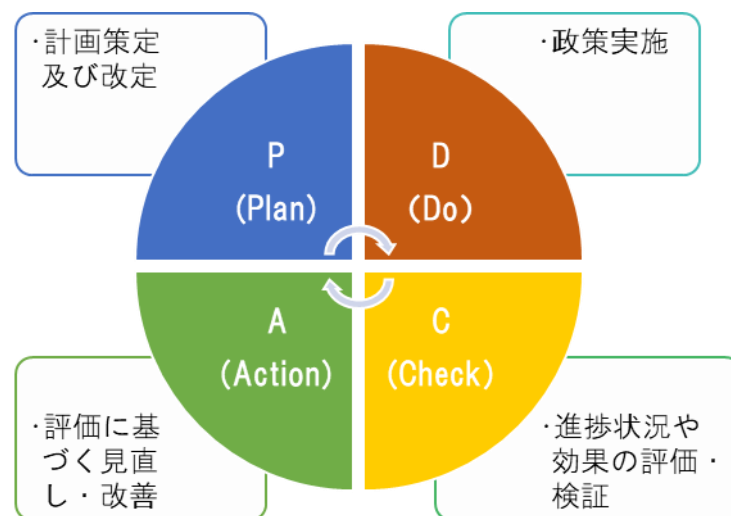


図 5-2 進捗管理のイメージ図（PDCA サイクル）

